



平成 27 年 2 月 2 日

各位

会 社 名 株式会社情報企画
代表者名 代表取締役社長 松岡仁史
(コード番号 3712 東証第 2 部)
問合せ先 取締役 橋本政幸
(TEL 06-6265-8530)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 2 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、「私たちは常に前向きです。」を企業理念とし、お客様に役立つ企業、社会に役立つ企業をめざし、将来の事業展開と経営体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としてまいりました。直前事業年度につきましては、配当性向 40%を目標に期末配当金を 1 株当たり 15 円、年間配当金を 1 株当たり 25 円とさせて頂きました。また、当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

今般、当社は、平成 26 年 12 月中旬に当社の第一位の大株主である有限会社サポート（本日現在の保有株式：1,025,000 株。当社の発行済株式総数 4,090,000 株に対する割合 25.06%（以下「保有割合」といいます。なお、保有割合の計算においては、小数点以下第三位を四捨五入し、以下同じとします。））から保有する当社普通株式の一部である 700,000 株（保有割合：17.11%）を売却する意向を有している旨の連絡を受けました。なお、有限会社サポートは、当社の代表取締役社長である松岡仁史氏及びその親族が出資する資産管理会社であり、主に不動産の賃貸及び管理の事業を行っております。

かかる連絡を受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場で売却されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、さらに当社の財務状況等を考慮の上、当社が当該株式を自己株式として取得することについて具体的な検討を開始しました。かかる検討の結果、当社が自己株式として取得することにより、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）

などの向上に寄与し、ひいては当社株主の皆様への利益還元に資することになると判断しました。さらに、かかる自己株式の取得に係る決済資金（782百万円）については、当社が平成26年12月19日に提出した当社の第28期有価証券報告書に記載された平成26年9月30日現在の現金及び預金の残高が1,773百万円であることを踏まえ、全額を自己資金から充当することとし、当該充当後についても、当社の財務の健全性及び安全性は引き続き維持できるものと判断しました。また、自己株式の具体的な取得方法としては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から検討を行い、公開買付けの手法が適切であると判断しました。

一方、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考え、また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重し、資産の社外流出をできるだけ抑えられるように、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが妥当であると判断しました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にしました。なお、本公開買付けにおける買付け予定数については、有限会社サポート以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するため750,000株（保有割合にして18.34%）としました。

上記の検討を踏まえ、平成27年1月中旬に、当社は有限会社サポートに対して、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年2月2日の前営業日（平成27年1月30日）までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場における当社普通株式の終値の単純平均値から10%程度ディスカウントした金額で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、保有株式の一部である700,000株（保有割合：17.11%）を応募する旨の回答を得られました。有限会社サポートは、平成26年9月30日現在、当社の総株主の議決権の数（40,497個）に対して25.31%（小数点以下第三位を切り捨て）の議決権（10,250個）を保有し、本日現在においても当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しておりますが、本公開買付けにかかる応募がなされ、当社が応募株式を買付けた場合、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなり、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動が生じる予定です。

以上を踏まえ、当社は、平成27年2月2日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づいて、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議しました。なお、当社の代表取締役社長松岡仁史氏は有限会社サポートの株主でもあり、親族が有限会社サポートの代表取締役でもあることから本公開買付けに関して特別の利害関係を有しているため、利益相反を回避し取引の公正性を確保する観点から、当社との事前の協議及び交渉には当社の立場から参加しておらず、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。

なお、当社は、有限会社サポートより、同社が保有する当社普通株式1,025,000株（保有割合：25.06%）について、700,000株（保有割合：17.11%）を本公開買付けに応募する旨、本公開買付けに応募しない残りの325,000株（保有割合：7.95%）については本公開買付け終了後においても継続保有する旨の回答を得ております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定であります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成27年2月2日開示）

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	750,100株（上限）	759,101,200円（上限）

（注1）発行済株式総数 4,090,000株

（注2）発行済株式総数に対する割合 18.34%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注3）取得する期間 平成27年2月3日（火曜日）から平成27年3月31日（火曜日）まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成27年2月2日（月曜日）
② 公開買付開始公告日	平成27年2月3日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成27年2月3日（火曜日）
④ 買付け等の期間	平成27年2月3日（火曜日）から 平成27年3月3日（火曜日）まで（20営業日）

(2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金1,012円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の適正な時価を算定するには、市場株価が経済状況その他の様々な条件により日々変動するものであることから、一定期間の株価変動を考慮するのが望ましいことを勘案し、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年2月2日の前営業日である平成27年1月30日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値1,175円、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,125円（小数点以下を四捨五入）、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,007円（小数点以下を四捨五入）を参考にしました

また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社

外流出をできるだけ抑えられるように、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが妥当であると判断しました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数については、有限会社サポート以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するため750,000株（保有割合にして18.34%）としました。

上記の検討を踏まえ、平成27年1月中旬に、当社は有限会社サポートに対して、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年2月2日の前営業日（平成27年1月30日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の単純平均値から10%程度ディスカウントした金額で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、保有株式の一部である700,000株（保有割合：17.11%）を応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は平成27年2月2日開催の取締役会において、本公開買付け価格を本公開買付けに係る当社取締役会決議日の前営業日（平成27年1月30日）までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,125円（小数点以下を四捨五入）から10.04%ディスカウントした1,012円（小数点以下を四捨五入）とすることを決定しました。

なお、本公開買付け価格である1,012円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年2月2日の前営業日（同年1月30日）の当社普通株式の終値1,175円から13.87%（小数点以下第三位を四捨五入）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,125円（小数点以下を四捨五入）から10.04%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,007円（小数点以下を四捨五入）から0.50%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

当社は、「私たちは常に前向きです。」を企業理念とし、お客様に役立つ企業、社会に役立つ企業をめざし、将来の事業展開と経営体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としてまいりました。

今般、当社は、平成26年12月中旬に当社の第一位の大株主である有限会社サポート（本書提出日現在の保有株式数：1,025,000株、保有割合：25.06%）から保有する当社普通株式の一部である700,000株（保有割合：17.11%）を売却する意向を有している旨の連絡を受けました。

かかる連絡を受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場で売却されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、さらに当社の財務状況等を考慮の上、当該株式を当社が自己株式として取得することについて具体的な検討を開始しました。かかる検討の結果、当社が自己株式として取得することにより、当社の1株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）などの向上に寄与し、ひいては当社株主の皆様への利益還元に資することになると判断しました。さらに、かかる自己株式の取得に係る決済資金（782百万円）については、当社が平成26年12月19日に提出した当社の第28期有価証券報告書に記載された平成26年9月30日現在の現金及び預金の残高が1,773百万円であることを踏まえ、全額を自己資金から充当することとし、当該充当後についても、当社の財務の健全性及び安全性は引き続き維持できるものと判断しました。また、

自己株式の具体的な取得方法としては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から検討を行い、公開買付けの手法が適切であると判断しました。

一方、本公開買付価格については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視するべきであると考え、また、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社外流出をできるだけ抑えられるように、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが妥当であると判断しました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考にしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数については、有限会社サポート以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するため750,000株（保有割合にして18.34%）としました。

上記の検討を踏まえ、平成27年1月中旬に、当社は有限会社サポートに対して、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成27年2月2日の前営業日（平成27年1月30日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値の単純平均値から10%程度ディスカウントした金額で本公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診したところ、保有株式の一部である700,000株（保有割合：17.11%）を応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は平成27年2月2日開催の取締役会において、本公開買付価格を本公開買付けに係る当社取締役会決議日の前営業日（平成27年1月30日）までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,125円（小数点以下を四捨五入）から10.04%ディスカウントした1,012円（小数点以下を四捨五入）とすることを決定しました。

(4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	750,000（株）	—（株）	750,000（株）

（注1）応募株券等の数の合計が買付予定数（750,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（750,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券の数を上限とします。）。

（注2）単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注3）発行済株式総数に対する割合 18.34%（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金 782,000,000円

（注）買付代金（759,000,000円）、買付手数料、その他公開買付けに関する新聞広告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日 平成27年3月27日(金)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断頂きますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。):15.315%、住民税:5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%(所得税及び復興特別所得税)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われ

るものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、有限会社サポートより、同社が保有する当社普通株式1,025,000株（保有割合：25.06%）の一部である700,000株（保有割合：17.11%）を本公開買付けに応募する旨、本公開買付けに応募しない325,000株（保有割合：7.95%）については本公開買付け終了後においても継続保有する旨の回答を得ております。

③ 第1四半期決算短信

当社は、平成27年2月2日に「平成27年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成27年9月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）の概要

（平成26年10月1日～平成26年12月31日）

（イ）損益の状況（非連結）

会計期間	平成27年9月期 (第29期 第1四半期累計期間)
売上高	627百万円
売上原価	253百万円
販売費及び一般管理費	132百万円
営業外収益	0百万円

営業外費用	—
四半期純利益	153 百万円

(ロ) 1株当たりの状況 (非連結)

会計期間	平成 27 年 9 月期 (第 29 期 第 1 四半期累計期間)
1株当たり四半期純利益	37 円 84 銭
1株当たり配当額	—
1株当たり純資産額	—

(ご参考) 平成 26 年 12 月 31 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 4,049,926 株

自己株式数 40,074 株

以 上